

黒石市歴史的景観形成事業費補助金 の活用に関する手引き

【目次】

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 黒石市歴史的景観形成の取り組みについて | 1 |
| 2. 補助金を活用できる範囲 | 1 |
| 3. 黒石市歴史的景観形成事業費補助金について | 2 |
| 4. 補助金の交付例 | 3 |
| 5. 補助金交付までの流れ | 4 |
| 6. その他 | 4 |
| Q & A | 5 |

1. 黒石市の歴史的景観形成の取り組みについて

平成31年に策定した『黒石市歴史的景観形成計画』に基づき、中心市街地の活性化に向けて、まち並みやこみせなどの歴史的・文化的資源を保全活用した景観形成や回遊空間の創出を図っていく取り組みです。

しかし、景観形成やこみせの復元には、所有者である市民の方々の協力が必要となります。

そこで、より景観形成に取り組みやすくなるよう、『**黒石市歴史的景観形成事業費補助金**』を創設しました。市民の皆さまと行政が協力し、より魅力あるまちにしていきたいと思しますので、ぜひご活用ください。

2. 補助金を活用できる範囲

補助金が活用できる範囲は、『**街なみ環境整備事業地区**』です。この範囲は、概ね5年度ごとに見直していきます。



3. 黒石市歴史的景観形成事業費補助金について

「2. 補助金が活用できる範囲」内で、外観の修景等を行う場合は、実施する内容に応じて、また、市の予算の範囲内で補助金を交付します。

○補助金額一覧表

| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 (万円) |
|-----------|--|-------|-------------|
| 設計費※ | 建築設計に要する費用（修景等の対象となる建築物等の建築設計費全体を補助対象とし、工事監理費を含む） | 2 / 3 | 40 |
| こみせ新設等工事費 | こみせの新設、増設、改修及び修繕に係る工事費 | 2 / 3 | 80 |
| 建築物修景費 | 建築物の建築並びに大規模な修繕及び模様替えに係る工事費のうち、外観に係る費用 | 2 / 3 | 200 |
| 建築設備等修景費 | 建築物等の屋外に露出し景観と著しく不調和な給排水設備、空調設備又は電気設備の除去、隠蔽又は改善に係る工事費 | 2 / 3 | 40 |
| 外構修景費 | 門、塀、柵、植栽、街灯等の整備に要する工事費 | 2 / 3 | 80 |
| 色彩修景費 | 黒石市景観計画に定める色彩基準と著しく不調和な色彩の建築物等の外観の塗装費 | 2 / 3 | 80 |
| 広告物修景費 | 自己が管理する広告物の撤去費用若しくは撤去に伴う集約整備に係る費用又は周囲の景観と著しく不調和な広告物の撤去費用 | 2 / 3 | 40 |

※設計費は、計算式により上限額を算定します。

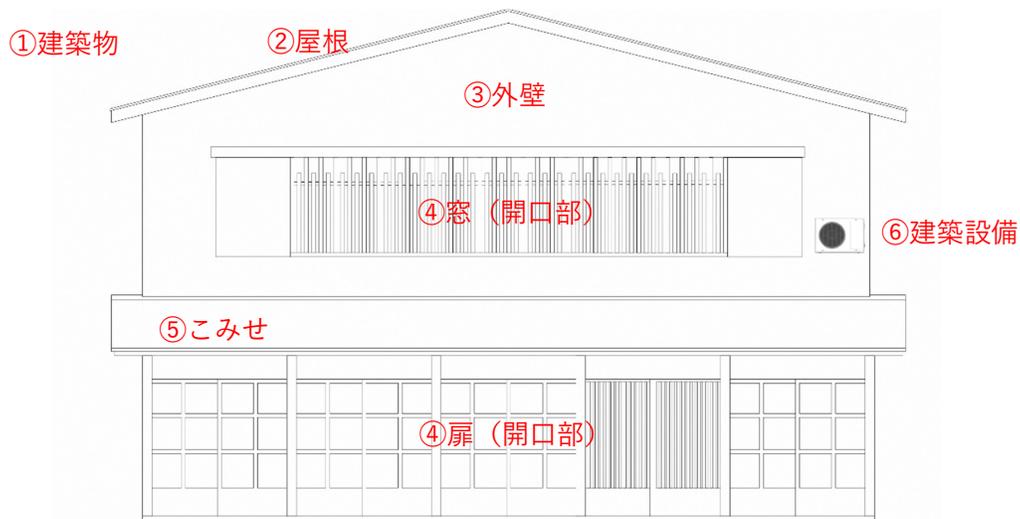
ただし、以下の場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。

- ①市が定める修景基準に適合していない場合
- ②市が補助金の交付を決定する前に工事業者と契約を締結している場合
- ③その他補助金を交付することが適当でない場合

○修景基準一覧表

| 種別 | 区分 | 修景基準 |
|---------|---------|--|
| 建築物等の配置 | | 建築物等を敷地に接する道路から後退することにより、こみせを設置する空間を確保すること（やむを得ない理由がある場合を除く。）。 |
| 建築物 | 屋根 | 黒石市景観計画に定める景観づくり基準に適合すること。 |
| | 外壁 | 木造又は木質系、漆喰塗又は漆喰塗を模した仕上げなど、歴史的まち並みの形成に資するものとする。 |
| | 開口部 | 木質系の建具を用いること。やむを得ない場合は、金属製の建具を用いることができることとする。ただし、木製の格子により開口部を覆うこと。 |
| こみせ | | 黒石市歴史的景観形成計画に定める修景基準に適合すること。ただし重要伝統的建造物群保存地区内においては、黒石市歴史的景観保存条例第6条に掲げる基準に適合すること。 |
| 建築設備 | 給排水設備等 | 広く公衆から見える位置に存するものについては、木質系その他歴史的まち並みの形成に資するものにより隠蔽等の措置を講ずること。 |
| 外構 | 門、柵、塀等 | 木製若しくは木質系の仕上げ又は木板を張り付けることにより、歴史的町並みの形成に資するものとする。 |
| 広告物 | 看板、案内板等 | 建築物の意匠及び形態と調和した意匠、色彩、形態、配置及び面積とすること。 |

4. 補助金の交付例



5. 補助金交付までの流れ

| | |
|-------|--|
| ステップ1 | どのように修景等をしたいか市（都市建築課）に相談 |
| ステップ2 | 交付申請書に必要な書類を添付して市に提出 |
| ステップ3 | 市が申請内容を確認し、通知書（交付決定通知書）を送付 |
| ステップ4 | 交付決定通知書が手元に届いたら工事業者と申請者が契約を締結し、工事を実施 |
| ステップ5 | 工事が完了したら、実績報告書に必要な書類を添付して市に提出 |
| ステップ6 | 市が書類を確認し、適正に工事等が実施されていると認めた場合、補助金の交付額の通知書（補助金確定通知書）を送付 |
| ステップ7 | 補助金確定通知書が手元に届いたら市に請求書を提出 |
| ステップ8 | 市が請求書の内容を確認し、補助金を指定の口座へ振り込み |

6. その他

補助金を活用したい方は、必ず工事業者と契約する前にご相談ください。

こみせを新設や修景等する場合は、所有者負担の1／3について、森林環境譲与税を活用できますので、希望される方はご相談ください。

Q & A

Q 1 内装工事の費用は補助対象となりますか？

A 1 補助対象となりません。外観の工事の費用で、かつ、広く公衆から見える範囲*が補助対象となります。

※主に道路から見える部分を想定していますが、隣地が空き地など、外壁の側面が見える場合は、道路から5 m以内の範囲を補助対象とします。

Q 2 黒石市歴史的景観形成事業費補助金を活用した建築物等について、再度、同じ補助金を活用することは可能ですか

A 2 同じ部分でなければ補助金を活用することは可能です。

Q 3 1つの建築物に複数の店舗等が入居している場合、それぞれが補助金を活用することは可能ですか。

A 3 A 2と同様、同じ部分でなければ補助金を活用することは可能です。

Q 4 森林環境譲与税を活用したいのですが、活用の際に制限はありますか？

A 4 こみせを新設や修景等をする場合に活用可能です。助成額は、事業費の1/3（所有者負担分）です。

【所有者負担のイメージ】

例) 工事費が120万円の場合

| こみせを修景する場合 | | | こみせ以外を修景する場合 | | |
|------------|-----|-------|--------------|-----|-------|
| 民 | 1/3 | 40万円 | 民 | 1/3 | 40万円 |
| 市 | 1/3 | 40万円 | 市 | 1/3 | 40万円 |
| 国 | 1/3 | 40万円 | 国 | 1/3 | 40万円 |
| 計 | | 120万円 | 計 | | 120万円 |

←森林環境譲与税から助成

←所有者負担

作成・お問い合わせ

黒石市建設部都市建築課

電話：0172-52-2111